

# 災害危険区域を指定しました

町では、東日本大震災の津波によって被害が著しかった地域を「災害危険区域」に指定し、住宅等の建築を制限します。

災害危険区域とは、東日本大震災と同様の津波が発生した場合、浸水被害を受ける可能性が高い区域を基本として住居等の建築物の制限を行い、住民の生命を守り、財産の損失を軽減するために設定する区域です。

▷ **告示日**（効力が発生する日）

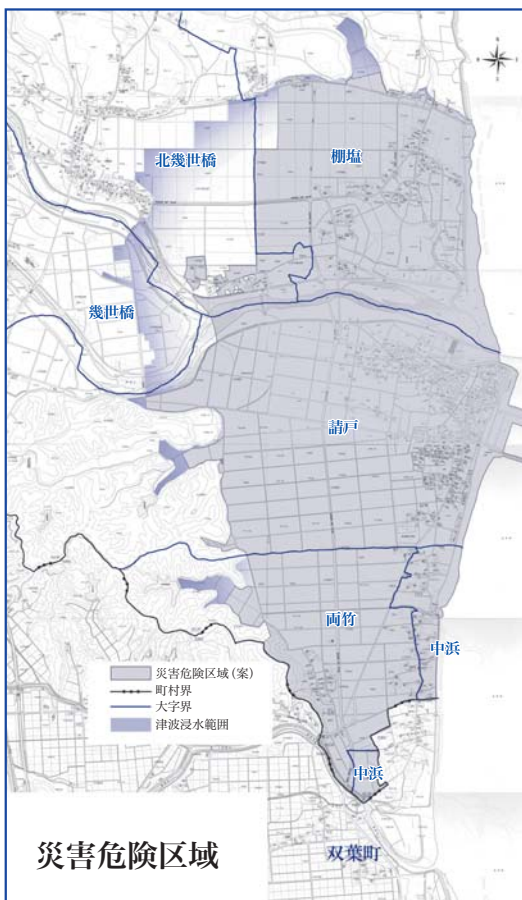
平成26年2月4日  
浪江町告示第4号

▷ **指定の内容**（建築制限）

区域を指定することによって、当該区域内は住居の用に供する建築物の建築が制限されます。

▷ **制限される建築物**

住宅、アパート、ホテル、民宿、児童福祉施設、医療施設などの宿泊を伴うもの。  
それ以外の店舗や工場、倉庫などの建築は可能です。



## 災害危険区域

大字	小字
北幾世橋	荒井の一部、荒井前の一部、北御門の一部、経塚、薬師欠
棚塩	荒屋敷、西谷地、越福堂、北瓜迫の一部、古屋敷、根町、南川原、中舂倉、古川、向川原、館野、穴田、町田、上荒井前、大谷地、北大谷地、原下の一部、砂田、宮田の一部、下浜田、本町、前畑、荒井前、東原の一部、豊田、小熊野
請戸	前田、高田町、塚ノ越、御壇ノ西、持平、長田坊、一丁目、二丁目、三丁目、南荒田、北荒田、上谷地、小谷内、谷地畑、森子田、大道、立ノ町、根岸、石井前の一部、大平町、南迫の一部、天神淵の一部、鍛冶屋川原、土樋、古川、舂倉、角畑、北久保、南久保、大師堂、川原、芳崎、中島、本町、東迎、明神前、新町、雷、芝草、御塚ノ北、雨垂、浮沼、川井、落合、左島塚、六反田、東向
中浜	西原、南原、長沼、西川原
両竹	森合、本町、蛭田、原田、北庄司口、近道原、長沼、カブメキ、持平、佛道、小和田の一部、的場、八斗蒔、庄司口

## 詳しい図面が閲覧できます

■ **場所** 役場本庁舎（復旧事業課）  
役場二本松事務所（総務課）

■ **時間** 8時30分～17時15分  
（※土・日・祝日を除く）